

明和町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

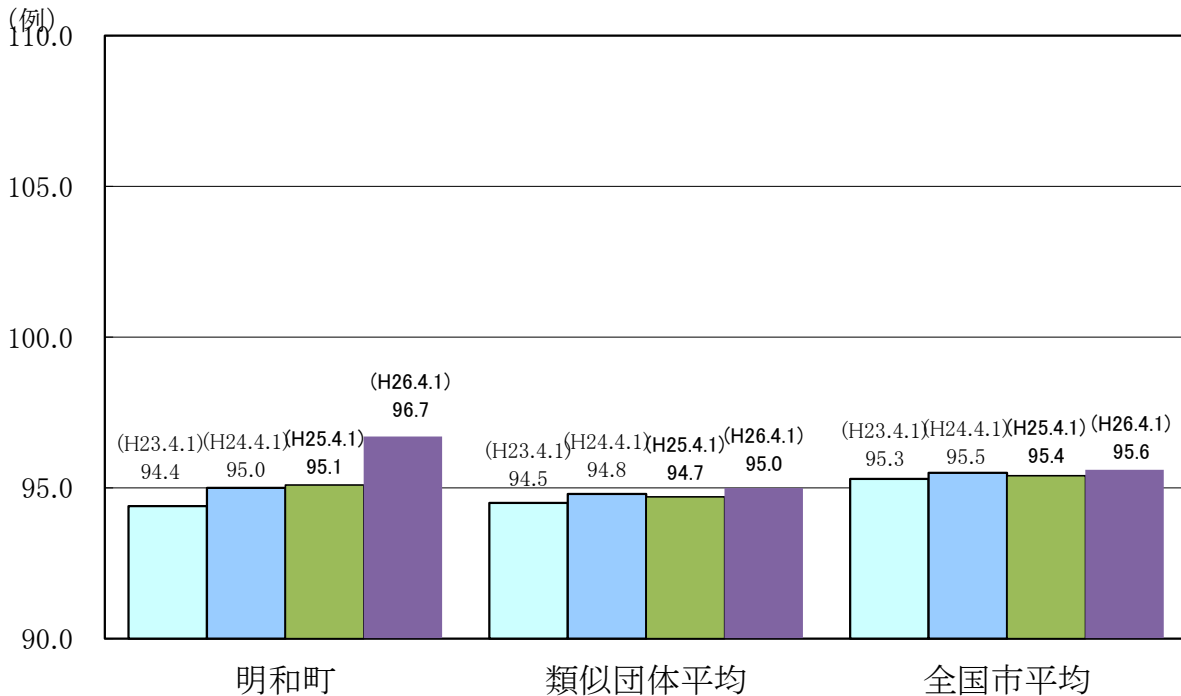
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の 人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	11,381	4,462,418	363,066	796,530	17.8	20.2

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	100	331,293	41,107	118,936	491,336	4,913	5413

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成26年4月1日のラスパイレス指数が3年連続で上昇している理由として、管理職であった団塊世代の定年退職者数の増加に伴う管理職への昇格が主な原因と考えられる。暫くは同様の状況が続く見込みである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
年度 25	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
年度 25	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 **未実施** ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))  
県及び県内近隣町町村の状況を踏まえ現状未実施であるが、今後の実施に向けて検討する。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

明和町は、国基準0%であるため支給対象地域ではないが、派遣等により勤務地が国基準における支給対象地域の場合のみ国と同様に支給するよう見直しを実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明和町	41.5 歳	305,400 円	351,033 円	339,368 円
群馬県	43.5 歳	344,262 円	414,273 円	375,209 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.8 歳	306,845 円	351,142 円	330,988 円

#### ②教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
明和町	46.8 歳	287,500 円	302,050 円
群馬県	44.5 歳	382,068 円	423,925 円
類似団体	41.6 歳	295,746 円	313,774 円

### (2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		明和町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,300 円	172,000 円
	高校卒	140,100 円	143,400 円	140,100 円
教育職	大学卒	172,200 円	197,900 円	— 円
	高校卒	140,100 円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

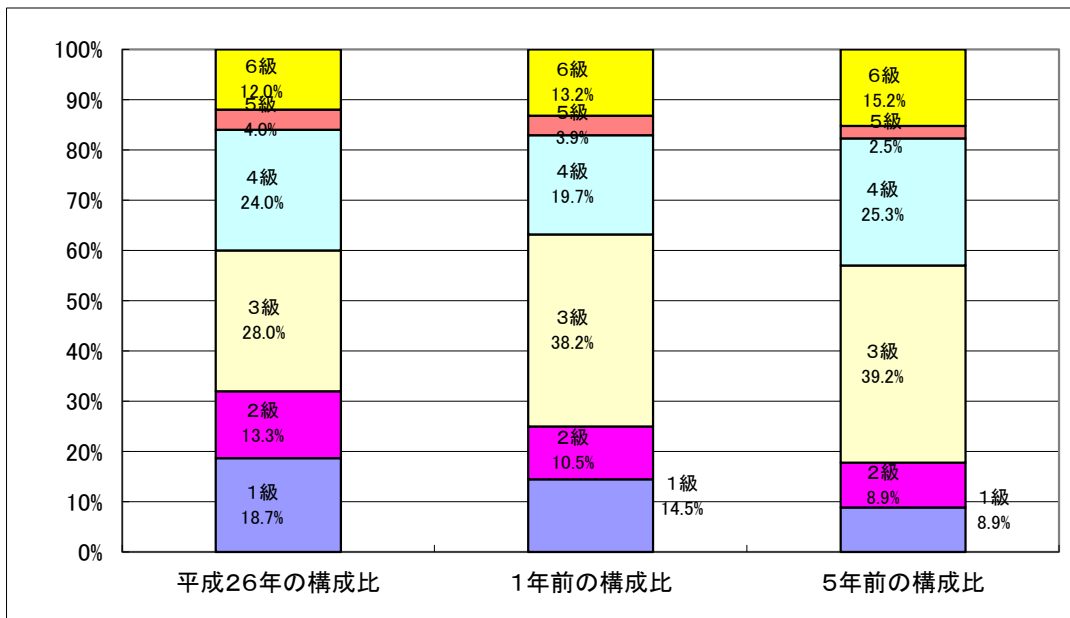
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	240,600 円	347,725 円	350,650 円	402,558 円
	高校卒	236,850 円	304,033 円	339,820 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	227,700 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長の職務	9人	12.0%	320,600円	433,000円
5級	課長補佐の職務	3人	4.0%	289,200円	413,600円
4級	係長の職務	18人	24.0%	261,900円	398,300円
3級	係長代理及び主査の職務	21人	28.0%	222,900円	354,700円
2級	主任	10人	13.3%	185,800円	307,800円
1級	主事(主事補を含む)	14人	18.7%	135,600円	243,700円

- (注) 1 明和町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成〇年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績に応じて、5段階による評価を行い、昇給に反映。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

明 和 町	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,316 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1661 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### 【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務成績に応じて、5段階による評価を行い、昇給に反映。

##### (2) 退職手当（26年4月1日現在）

明 和 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置 2～20%加算	定年前早期退職特例措置 3～45%加算
退職時特別昇給 なし	
1人当たり平均支給額 18,880 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

(26年4月1日現在制度なし)

##### (4) 特殊勤務手当

(26年4月1日現在制度なし)

##### (5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	8,955 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	126 千円
支給実績(24年度決算)	9,952 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	134 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給する ・配偶者 月13,000円 ・その他 月 6,500円 (配偶者無の場合、1人については11,000円) (被扶養者のうち15歳～22歳の者は5,000円加算)	同		8388 千円	204,585 円
住居手当	借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 ・家賃月額1/2(上限27,000円・家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	同		1557 千円	222,429 円
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 ・自家用車等で勤務する場合 距離に応じ、月2,000円～24,500円 ・交通機関を利用して通勤する場合 運賃相当額(上限55,000円)	異	自家用車等で通勤する場合、通勤距離が片道50kmを超える職員に加算額を支給	3236 千円	49,785 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居して単身で生活することとなった職員に支給 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円を支給	同		420 千円	420,000 円
管理職手当	係長以上の管理職員に対して支給 ・課長 62,300円 ・課長補佐 49,600円 ・係長 44,500円	同		18059 千円	515,971 円
宿日直勤務手当	宿日直勤務を行った職員に支給 ・勤務の態様に応じ、勤務1回につき2,100円、4,200円を支給	同		1021 千円	14,797 円

5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	628,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	541,000 円	855,000 円 /	507,500 円
報酬	議長	318,000 円	408,000 円 /	218,000 円
	副議長	243,000 円	340,000 円 /	174,000 円
	議員	220,000 円	320,000 円 /	155,000 円
期末手当	町長	(25年度支給割合)		
	副町長	3.95 月分		
退職手当	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副町長	628千円×在職年数×520/100	13,062,400円	任期毎
	備考	541千円×在職年数×300/100	6,492,000円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

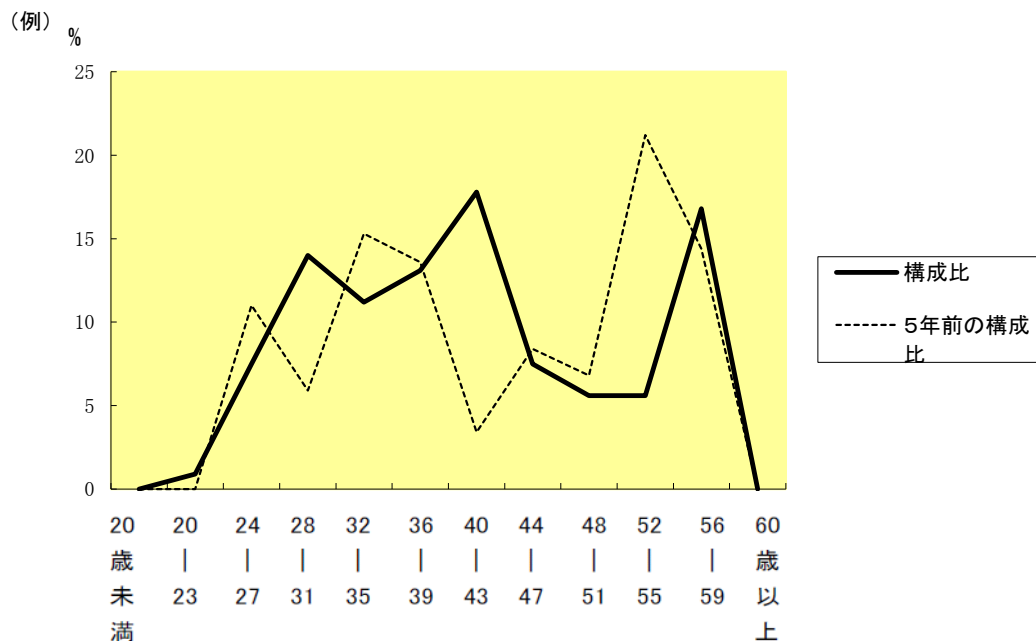
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成25年		
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務	18	17	1	休職職員の異動(総務課付)による増
	税務	8	9	△ 1	人事異動による減
	民生	17	17	0	
	衛生	9	8	1	人事異動による増
	労働	0	0	0	
	農林水産	4	6	△ 2	人事異動による減
商工	1	1	0		
土木	11	13	△ 2	人事異動による減	
	計	70	73	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.5 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.53 人)
	教育部門	21	20	1	人事異動による増
	消防部門	0	0		
	小 計	91	93	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.87 人)
公営 企業 業計 等部 門	上水道	3	3		
	下水道	3	3		
	その他	10	10		
	小 計	16	16		
合 計		107	109	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.0 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	1人	8人	15人	12人	14人	19人	8人	6人	6人	18人	0人	107人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	81	79	78	79	73	70	△ 11 (△ 13.6%)
教育	25	25	25	21	20	21	△ 4 (△ 16.0%)
普通会計計	106	104	103	100	93	91	△ 15 (△ 14.2%)
公営企業等会計計	13	12	12	14	16	16	3 (23.08%)
総合計	119	116	115	114	109	107	△ 12 (△ 10.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。



## 7 公営企業職員の状況

### (1) 上水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
25	219,850	14,321	18,355	8.35	8.01

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25	3	9,131	1,907	3,294	14,332	4,777	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
明和町	31.7 歳	269,167 円	345,533 円
町町村平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

明 和 町		町町村平均	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,098 千円		1,456 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
( 1.45 )月分	( 0.65 )月分	( 1.45 )月分	( 0.65 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

明 和 町			（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置		2～20%加算			
退職時特別昇給	なし	）			
1人当たり平均支給額	—	千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、近年において該当者がいない。

ウ 地域手当

（26年4月1日現在制度なし）

エ 特殊勤務手当

（26年4月1日現在制度なし）

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	437 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	218 千円
支給実績（24年度決算）	278 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	139 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

※ 一般職員と同じ（一般職員を含む）